

処 分 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第66条の2第1項
処 分 の 概 要：過労運転に係る指示
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っている と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運 行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両 について過労運転が行われたと認められるような場合であり、 具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について過労運転が反復して行われている場合・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行わ れている場合・ 使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていること が確認された場合 などである。
問 い 合 せ 先：警察本部交通指導課取締指導第一係(092-641-4141 内5133、5134)
備 考：